



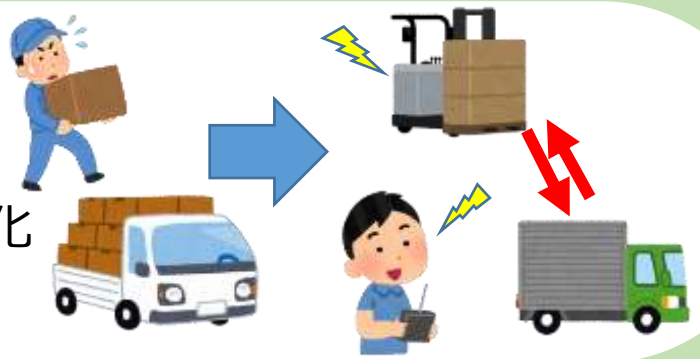
「ホワイト物流」
推進運動

物価高騰を乗り越える物流効率化 対策事業補助金

物価高騰に打ち克つため、「ホワイト物流」推進のための
物流の効率化、荷主企業と連携した取り組みを支援します。

■ 効率化のための 機器導入、設備改修

デジタル化や荷役作業の効率化
による生産性の向上



■ 料金・契約の見直し

運賃と料金の別建て契約
燃油サーチャージ導入



交付申請募集期間

令和4年12月28日（水）～令和5年3月15日（水）

補助金額・補助率の概要は裏面をご確認ください。

詳細・申請様式・事業計画のご提出は、鳥取県HPをご確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/308388.htm>



■補助金の概要について

実施形態	単独実施	運送事業者及び荷主企業の共同実施
補助対象者	県内中小企業者に該当する運送事業者（※）または荷主企業（単独） （運送事業者は県内に本社を有する企業に限る。）	県内中小企業者に該当する運送事業者（※）及び荷主企業の両方で構成されるグループ （運送事業者は県内に本社を有する企業に限る。）
※貨物自動車運送事業者（共同で事業実施する場合は、代表1社を補助事業者（申請者）としてください。）		
補助対象事業	荷主企業や運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、物流効率化や荷主と運送事業者との運送契約の見直し等に資する取組	
補助率	1 / 2	1 / 2 ※宣言項目にB②「運賃と料金の別建て契約」、B③「燃料サーチャージの導入」のいずれかを含み、実際に取り組む場合、 2 / 3 に引き上げ
補助上限額	1社（グループ）につき500万円	1社（グループ）につき1,000万円
補助対象経費	輸送費、荷役費、通関等その他輸送に必要な経費、使用賃借料、コンサルタント料、通訳翻訳料、謝金、旅費、事業計画実施のためのシステム導入・開発経費、機械器具費、備品及び消耗品購入費、委託費、施設改修費、等（既存実施事業からの経費振替は対象外）	

お問い合わせ先

郵送	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 番地 鳥取県商工労働部 通商物流課 通商・物流担当
電話番号	0857-26-7850
E-mail	tsushou-butstryu@pref.tottori.lg.jp